

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、5名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可いたします。

(議長)

まず、塚本議員の発言を許可いたします。

塚本議員。

「塚本議員」

本6月定例会、私より2問の質問をさせていただきます。

早速質問に入らせていただきますが、第1問目ですが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更が5月23日に行われて、それに対する対応についてお伺いいたします。

最近、新型コロナウイルスの感染が、檜山管内での感染は減少傾向にあるものの、発生が一定程度確認されています。まあ、このような中でも、国では、新型コロナウイルス感染症に対する全般的な方針が変更され、学校での体育の授業や運動部が活動する時のマスク着用は「必要とない」という、明記するような、を決めてあります。

まあ特に夏場は、熱中症対策として外すよう奨励する。さらに、幼い子どもは体調や成長の状況がそれぞれ異なるため、保育所では「着用を一律には求めない」としてあります。

まあ、これを受けて江差町内においても、これらの対応を今まで以前に代えて、まあ、速やかに対応方策を変えていく必要があると思いますが、町の方針をお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の、新型コロナウイルス感染症に対する町の対応について、教育委員会所管分についても私から一括して答弁をさせていただきます。

今般、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の重症化予防効果や、これから夏場を迎えるにあたり、感染防止策としてのマスク着用の具体的な場面が新たに盛り込まれ、変更をされた新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が、議員ご指摘の通り5月23日付けで示されたところでございます。

学校につきましては、この基本的対処方針を押さえつつ、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを踏まえた対応を基本としているところでございます。

このたびの対処方針の改正内容につきましては、現在のマニュアルで既に取り組まれているものであり、学校現場における基本的対応に変更はございません。

しかしながら文科省は、児童生徒等や保護者に対して必ずしも十分な説明が行われていないと思われるケースが見受けられるとして、改めて留意事項を示しました。

その内容は、マニュアルの記載をより具体の場面に即して明確化したものであり、例えばプールや体育館を含めた体育の授業の際にはマスク着用が必要ないこと、熱中症リスクが高い夏場においては登下校時にマスクを外すよう指導することなどです。

示された内容につきましては、教育委員会から直ちに学校へ伝えており、保護者への周知も含め、適切な感染防止対策に努めてまいります。

また、保育所などにおきましても、基本的対処方針を受けて関係省庁から通知がありました。

認定こども園江差幼稚園には、その旨をご案内しているところですし、町立保育園につきましては保護者宛てにもご案内をしているところでございます。

また、町民全体に対しましても、屋内・屋外のマスク着用について、6月号の町広報チラシなどで周知しておりますし、今後も国や道の方針を踏まえつつ、感染症予防対策に変更があった場合は、適宜町民に情報発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

(議長)

あの、塚本議員も、いま答える方もですね、もう少し端的に質問したり答弁してください。

はい塚本議員。

「塚本議員」

ただいまの答弁を受けて、私も町広報を見ましたが、まあ、これで皆さんがしっかり理解できているかという部分もあるし、まあウィズコロナということで、マスクをしてない場面が、むしろ、まあ人から非難されるようなことがあってはならないんですが、状況を許せば、夏に向けて、マスクを外せる環境というのは十分できる。

あの、例えば、まあ運動公園での散歩であったり、図書館で静かに本を読んだり、こういう時はマスクは外してもいいよと、場合によってはそういうアナウンスを強くしていく必要もあるんじゃないかと思いますが、そのへんいかがでしょう

か。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

塚本議員から、マスクの変更に関する広報の周知というお話をいただきました。

町として、全課長でですね、対策本部を設けてまして、広報につきましては、住民への周知活動につきましては、広報を対応してる当課で対応してますんで、私の方から答弁させていただきます。

5月23日、変更になりました。で、これに関して、関連する課長に集まっていたしまして、住民へどう周知するかというお話をしたところ、今回厚生労働省が出している、あるいは文部科学省が出している、両方のチラシをですね、まず皆さんにお知らせすべきだということで、6月広報に折り込みをさせていただきました。

今後も機会あれば、また周知していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

はい塚本議員。

「塚本議員」

はい。まあ夏に向けて、場合によってはマスクも外していいんだよということを知らしめていただきたいと、そういうふうに思います。

続いて2問目に入らせていただきます。

食料品の値上がりによる学校給食費の対応についてであります。

世界的な情勢不安や円安等により、輸入食材が相次いで値上がりがなされております。

まあ、このような中で、学校給食の仕入れ食材も軒並み値上げの影響を受けております。

まあ、現場では、安価で栄養価を確保することにご苦労されていると思いますが、まあ、給食費の値上げは子育て世帯の負担増にもつながることから、学校給食費の増額分の負担を保護者に出来るだけ強いらないと、まあこれらの対応をどう支援していくのかということをお聞きしたいと今回質問させていただくこととしましたが、まあ補正予算でこれらの状況を、負担分を無くするための予算も上がってますんで、簡潔に、これについてはご答弁をお願いします。

(議長)

教育長。

「教育長」

食料品の値上がりによる学校給食費の、給食費の対応についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の通り、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、国民生活や経済への影響は依然として続いております。

こうした中、円安、あるいはロシアのウクライナ侵略などの影響により、世界規模で原油や穀物などの国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移しております。

このため国は今年4月、直面する物価高騰による影響を緩和し、コロナ禍から経済社会活動の回復を確かなものとするための総合緊急対策を策定いたしました。

その対策のひとつに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分という新たな枠が創設されたところでございます。

この枠の中には学校給食等の負担軽減等に対する支援も盛り込まれたところであり、当町といたしましても今般の原油価格及び物価高騰が学校給食へ影響を与えず、また学校給食費の増額分を保護者負担に転嫁することなく、これまでどおり栄養バランスや量を保ったものとして提供できるよう、学校給食組合及び上ノ国町と直ちに協議に就き、支援策を講じることといたしました。

具体的には、学校給食費物価高騰対策ということで本定例会の補正予算に上程させていただきましたが、学校給食センター組合構成町の江差町と上ノ国町の両町が、物価高騰に伴う保護者の学校給食費値上がり分を追加負担金として給食組合へ納付するものでございます。

また、この追加負担金につきましては、年末時点で改めて影響額を調査し、必要があれば再度追加負担を行う考えでおります。

いずれにいたしましても、今後の社会経済状況を踏まえ、とりわけ食材価格の動向に注視しながら、学校給食組合や上ノ国町との情報共有や連携を密にして、給食の質・量を落とさず、適切な対応を継続して参りますのでご理解をお願いいたします。

「塚本議員」

以上です。

(議長)

はい。

以上で塚本議員の一般質問を終わります。